

# 令和8年度 田中小学校いじめ防止基本方針

三木町立田中小学校

## はじめに

いじめについては、いじめは人間として絶対に許されないという認識を全教職員が持ち、いじめをしない、させない、許さないといった基本的な姿勢を持つことを絶対条件とする。いじめの問題は担任教師一人の問題とするものではなく、全ての教職員、すなわち学校全体として取り上げることとする。近年、ネット上のいじめも新たな社会問題になっており、いじめを取り巻く背景として重要視し、併せて適切な対応を求め取り組んでいく。また、本校はコミュニティ・スクールとして、学校と地域との距離も近い状況であり、多くの人間関係が存在し、児童を見守る目も増えるため、いじめ対策の要として加え、学校内外の双方より問題の対処を進めていける体制づくりをめざす。

## I いじめ防止に向けた基本方針

### 1 「未然防止」

児童同士の日々のトラブルに確実に対処し、相手に対する意地悪な気持ちを減らすことに努めることを心掛ける。いじめの事態が起きて相手も不快にさせるような態度や言動をとるのではなく、自分の気持ちをうまく伝えられる指導を繰り返すことで、「深刻ないじめ」にエスカレートすることを防ぐ。

### 2 「早期発見」

児童のちょっとした変化も見逃さないようにする。いじめ、それ自体に気付く、敏感になる意味での「早期発見」をめざす。問題を起こしそうな一部の児童を「見張る＝早期に発見する」というのではなく、全員を対象としたアンケート調査を行ったり、日々の観察を大切にしたりし、一部の児童にとらわれず、いじめを見逃さず結果に終わらないよう努める。

### 3 「早期対応」

- ① いじめがどのようにして行われているのかなど、実態を把握する。
  - ② いじめ問題の早急な解決に向けて保護者の協力も得て、全校体制で取り組む。加害児童には十分な指導を行う。
  - ③ いじめを防止するための方策を児童も交えて考える。
- ※ 教員が持っていたかもしれない固定概念を取り払い、「暴力を伴っていないから、大したことではない。」という風潮をなくすよう心掛ける。

### 4 「重大事態への対処」

- ① いじめにより、生命、心身または持ち物に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ② いじめにより、相当の期間、学校を欠席することに至った疑いがある場合
- ※ 上記のような重大事態が発生した場合、速やかに町教育委員会に報告し、必要に応じて関係機関と連絡をとりながらその事態に対処するとともに、再発防止に努力する。

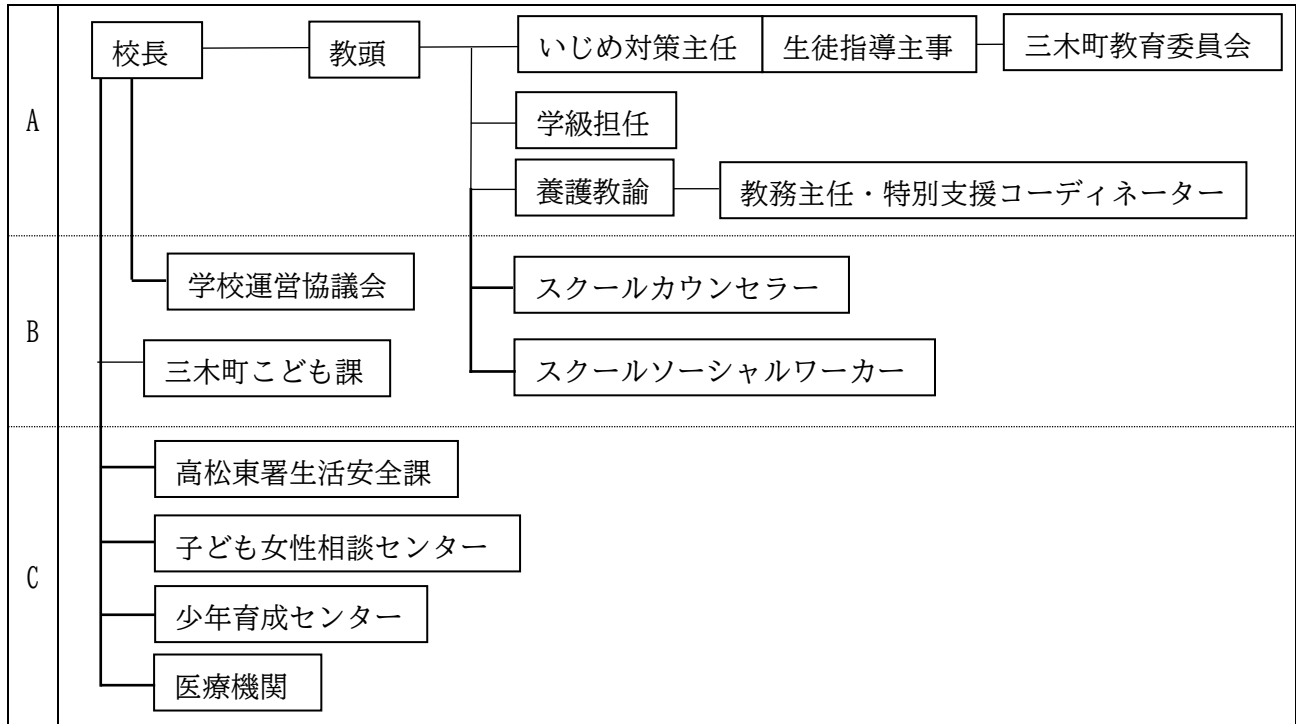
### 5 「教職員の意識向上」

充実感のある授業や連帯感のある学級から、いじめ問題は生まれにくい。児童にとって、居場所のある心地よい学級づくり、学びがいのある授業づくりへ教員の意識を高めるようにする。

## II いじめ防止等のための組織

問題が発生した場合の措置として、「いじめ対策委員会」を設置し、問題解決にあたる。

いじめ対策委員会（A:校内組織 ※事態の重大性に依じてB～Cと協力）



## III 本校におけるいじめ防止等のための取り組み

### 1 いじめの「未然防止」

#### (1) 教育目標の実践

きちんと授業に参加し、基礎的な学力が身に付き、認められているという実感を持った児童なら、むやみにいじめの加害に向かうことはないと考え、次の3観点を重視した、さまざまな教育活動を展開する。

○ 学習規律                      ○ 学 力                      ○ 自己有用感

#### (2) いじめを許さない学校づくり

いじめを許さない学校づくりのために、教職員同士が日常的に情報を共有しながら児童との信頼関係の構築に努め、児童のわずかな変化に気付くことができるようにする。

また、児童の悩みや要望を受け止める教育相談体制を毎月のアンケートの形で保護者に実施する。児童には、年に6回のスマイルアンケートを実施する。さらに、学級活動や児童会活動を通じて、いじめ問題の解決に向けた取り組みを行い、児童自身に考えさせたり、話し合わせたりする場を設定する。特に、見て見ぬふりも結果としていじめを助長し、いじめられた児童にとって脅威となることを理解させる。

#### (3) ネットに関する指導

インターネットを通じて行われるいじめ防止に向けて、全校児童に対して情報モラル教育を実施する。年間計画に情報モラル教育強化週間を設定し、学年ごとの課題に合わせ、保護者への啓発も行う。学習は視覚に訴える具体的で分かりやすい内容の教材を準備する。

#### (4) コミュニティへの働きかけ

いじめ問題等に関する情報は、保護者や地域に可能な限り具体的に知らせるとともに協力を得たいことについても率直に伝える。問題に関して保護者の協力を得たいときは、PTA 役員や学校運営協議会委員の協力を得て、学校と地域全体で取り組む姿勢をつくる。学級 PTA や PTA

総会、コミュニティの豊かな心部会の中で、いじめを生まない素地づくりのために、家庭での責任の大切さを啓発していく。いじめに気付いたときは、学校に連絡したり、知らせたり、相談したりするなどの積極的な関わりを要請し、PTA や地域の人と連携しながら、いじめ防止を推進する。

## 2 いじめの「早期発見」

### (1) 観察

日頃から、児童の様子を観察する。特に朝の登校の様子は異常を感じとれることも少なくないため、しっかりと観察する。学級内で、冗談半分や遊びの一環のように見えるささいなことでもいじめに発展するケースもあるので、学級担任や学習支援員、専科教員、少人数指導教員等による学校生活の様々な場面で注意深く観察をする。

### (2) アンケートの実施

いじめの実態を把握するために、定期的なアンケートを実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式・無記名式や選択式・記述式など組み合わせて実施する。

#### 〈確認項目〉

##### 【授業中】

- 保健室へよく行く。
- 描く絵が暗い感じになった。
- 先生からほめられると周りが静かになる。(あるいは、茶化される)
- グループ決めをするとき、最後まで決まらないことがある。
- 持ち物がなくなったことがある。
- 文字が雑になった。

##### 【休み時間や給食、清掃時】

- 休み時間に友達と話さず一人でいることが多い。
- 最近、遅刻をよくする。
- 遊びの中で、友達から指示されることがよくある。

##### 【家庭】

- 朝、学校へ行くときに体調がわるくなる。
- 家の人に学校や友達のことをほとんど話さない。
- 友達と遊ぶときに、家のものをよく持って行く。

### (3) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めたり、児童自身のストレスを和らげたりするため、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、第三者による教育相談を実施し、いじめの芽の発見に繋がる体制を整えておく。

## 3 いじめに対する措置

### (1) いじめを認知したときの対応

①事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、克明に記録し保存する。

- 〈留意点1〉当事者だけではなく、友人関係や保護者等から情報収集を行うようにする。  
生徒指導主任や学年主任を中心に学校全体で対応し、いじめの全容を把握する。
- 〈留意点2〉事実関係の調査は重ねて行う。アンケートなどの方法により、広く情報を収集する。学級活動の時間帯だけでなく、クラブ、委員会等児童のかかわりを様々な教職員の情報をもとに統合する。

②事実関係の結果は、児童同士の解決をした上で被害・加害児童の両保護者に連絡する。

③児童の生命や身体または持ち物に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに教育委員会、警察署や少年育成センターに通報し、適切な指導・助言を求める。

(2) ネット上のいじめを認知したときの対応

- ①生徒指導主任をチーフにいじめ対策委員会を召集し、通報内容の事実確認をもとに対応方針を協議する。
- ②ネット上の掲示板等の管理者、プロバイダーへの削除依頼を行い、拡大を防止する。

(3) 被害児童および保護者への支援

- ①問題を十分に解決するために、保護者に事実関係を伝え、協力を得るようにする。
- ②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭の協力を得て、担任が加害児童との交友関係の回復やアフターケアに当たる。
- ③被害児童の保護者へは、生徒指導主任を同行の上、家庭訪問をし、学校の対応を説明する。その際、被害児童の心情を理解し、徹底的に守り支えること、加害児童への指導を行うこと、周囲の児童に対する指導等再発防止のための方策や校内体制について保護者に説明する。そして、すぐに取り組むこと、中長期的に取り組むことなど対処方針を伝える。

(4) 加害児童への指導および保護者への助言

- ①事実関係の聴き取りを時系列で確実に行う。いじめがあったことを確認した場合、ただちに、再発防止に関する指導を行う。保護者に結果を伝えるときは、家庭訪問をして、再発防止のための方策や校内体制について理解してもらい、協力を要請する。
- ②客観的事実を検証することにより、加害の児童に「謝罪の機会」を与え、教育的配慮の中で解決を図る。

(5) 留意しておくべき対応

- ①「学校で起こったことは学校で解決する」ことを基本に置き、保護者同士間でのトラブルになり收拾がつかなくなるようなことがないように、学校での教育的解決をする。
- ②いじめ問題解決で被害・加害当事者同士の意見が分かれた時「いじめられている側にも問題がある」といったような主張を受け入れることのないようにする。
- ③必要な教育上の指導を行いつつも、十分な効果を上げることが困難な場合やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を徹底的に守り通すという立場から、警察と連携する。
- ④いじめの理由による転校を認めたり、問題を起こす児童を出席停止にしたりするといった対症療法はできるだけ避け、根本的解決に導ける努力を継続する。
- ⑤教職員はいじめに係る情報を抱え込まず、職員会議で報告を行う。
- ⑥いじめが「解消している」状態とは、少なくとも3か月を目安とすること。

#### IV 教職員の指導力向上

いじめについての理解を深めるために、いじめをテーマとする校内研修を実施する。特に、カウンセリングマインドに関する知識や技法の習得についての演習、具体的なテーマを取り上げての事例研修などを行う。

#### 〈参考文献〉

- ・「いじめについて正しく知り、正しく考え、正しく行動する」著：国立教育政策研究所 平成 25 年
- ・「いじめのない教室をつくろう」著：小森美登里 WAVE 出版 2013 年
- ・「完全いじめ撃退マニュアル」著：平塚俊樹 宝島社 2012 年